

最近の主な制度改正のあらまし

個人市民税・県民税

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、次の改正が行われました。改正は、令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度の市民税・県民税から適用されます。

(1) 給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、最低保障額が55万円から65万円に変更されます。これにより、給与収入額が190万円以下の方の控除額が最大10万円引き上げられます。

(2) 各種控除の所得要件の見直し

扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が10万円引き上げられます。

区 分	所得要件 ^(※1)	
	改正前	改正後
扶養親族	48万円以下	58万円以下
同一生計配偶者		
ひとり親の生計を一にする子		
勤労学生	75万円以下	85万円以下

(※1) 合計所得金額の要件。ただし、ひとり親の生計を一にする子については、総所得金額等の合計額。

(3) 特定親族特別控除(大学生年代の子等に関する特別控除)の創設

納税義務者が特定親族^(※2)を有する場合には、その納税義務者の総所得金額等から、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額が控除されます。

特定親族 ^{※2} の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	納税義務者の 特定親族特別控除額
58万円超 95万円以下(123万円超 160万円以下)	45万円
95万円超 100万円以下(160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下(165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下(170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下(175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下(180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下(185万円超 188万円以下)	3万円

(※2) 特定親族 納税義務者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除く)で、合計所得金額が58万円超123万円以下の人
なお、合計所得金額が58万円以下の場合は、特定扶養親族に対する扶養控除(控除額45万円)の対象となります。

問合せ：市民税課	普通徴収第1係(葵区にお住まいの方)	☎221-1041
	普通徴収第2係(駿河区にお住まいの方)	☎221-1542
清水市税事務所	市民税係 (清水区にお住まいの方)	☎354-2072~2075